

横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会
第3期第2回中間評価（令和4年度）
第1回委員会 次第

日時：令和4年8月3日（水）
午前9時から
場所：横浜市歴史博物館2階研修室

開 会

- 1 教育委員会事務局生涯学習担当部長あいさつ
- 2 委員自己紹介
- 3 職員紹介
- 4 議事
 - (1) 委員長の選出について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
 - (2) 評価シート（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
 - (3) 令和4年度中間評価の日程（案）について・・・・・・・・資料3
- 5 その他

閉 会

横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 9 日 教生文第 2030 号（教育長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館（以下「博物館等」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による博物館等の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、教育長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 応募要項の内容
- (4) 選定の決定
- (5) 評価基準
- (6) 評価の決定
- (7) 指定管理者の指定の取消し
- (8) その他教育長が選定、評価等について必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 文化財の保護及び博物館、歴史、生涯学習、施設管理運営等に関する見識を有する者
 - (2) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと教育委員会が認める場合は、教育委員会はその職を解くものとする。
- 3 委員の氏名及び役職等は応募要項等に掲載する。

（委員の責務）

第 4 条 委員は、第 2 条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、応募団体と、選定に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。
- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを2年以内とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員への謝金)

第7条 委員には、会議又は第9条に規定する作業部会への出席に対する謝金として、日額14,000円を支給する。

(議事)

第8条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第9条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

(会議の公開)

第10条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(報告)

第11条 委員会は、選定評価の決定等を行ったときは、速やかに当該結果を教育長に報告する。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習文化財課において行う。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第 8 条第 1 項本文の規定にかかわらず、教育長が召集する。

横浜市三殿台考古館
横浜市歴史博物館
横浜都市発展記念館
横浜ユーラシア文化館
横浜開港資料館

横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会
第3期第2回中間評価（令和4年度）

■ 評価シート（案） ■

横浜市教育委員会事務局
生涯学習文化財課

- 評価項目ごとに5段階の評点を行い、該当する点数に○をお付けください。
- 評価シートは業務の基準等に対する管理・運営への評価、という観点となっています。
- 評価シートの項目、評価の視点は指定管理者選定時の審査評価シートの項目に対応しています。
- 1、2の評価となった項目については、どこが不十分なのか記載して下さい。
- 各項目末尾にコメント欄を設けております。
- また、評価シート最終ページに全体としての講評欄を設けていますので、意見や課題があれば指摘をお願いします。
- 評価を行った個人名は特定出来ない様に評価結果を出します。

【評価の基準】

評価	評価の基準
5	業務の基準等に定める水準を上回る、特に優れた管理運営が行われた。
4	業務の基準等に定める水準を満たし、優れた管理運営が行われた。
3	業務の基準等に定める水準を満たす管理運営が行われた。
2	一部業務の基準等に定める水準に達していない内容があり、改善の余地がある。
1	業務の基準等に定める水準に達しておらず、速やかな改善が求められる。

I 基本方針と目標の設定について

区 分	審査の視点	指定管理者評価			第三者機関評価						
		課題あり	基準	高い水準	課題あり	基準	高い水準				
1 施設の役割・課題と運営の基本方針について	○横浜市の文化財行政の基本方針や各施設の設置目的や課題が正しく理解され、運営されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2 10年間の目標設定に対する実施状況について	○資料の収集・保管・展示、調査研究、各種事業等の実施、効率的な施設運営、財務の改善、組織運営や人材育成等、指定管理業務全般に対する目標設定がなされ、事業が行われているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3 目標の点検・評価について	○評価・点検の結果が、その後の取組に反映される仕組みが示されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	○来館者等市民の視点を導入するなど、多面的な評価軸による評価がなされているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
指定管理者記入欄	<p>【アピールポイント】</p> <p>【改善すべき点・課題等】</p>										
第三者評価機関記入欄	【特記事項等】										

II 重点方針について

区 分	審査の視点	指定管理者評価			第三者機関評価						
		課題あり	基準	高い水準	課題あり	基準	高い水準				
1 5 施設の連携について	○5施設の連携による、より魅力的な事業の実施などが行われているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	○5施設での研究成果の共有や人事異動による人材の交流、育成が行われているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	○施設間の連携による効率的な人員の配置や予算等経営資源の有効活用などが行われているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2 自主財源比率の向上について	○公益財団法人の信用力を活かした寄付金や協賛金など外部資金の導入の取組が行われているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	○図録や刊行物の計画的な販売等による収益確保対策や、魅力的な商品開発戦略が示され、行われているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	○有料入場者数の増加に対する戦略が明確であるか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3 市民の学習支援について	○外部の講座に対する講師派遣等の支援が十分であるか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	○歴史に関心のある人、関心のない人双方にとって興味深い学習メニューが提供できているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4 学校教育との連携について	○学校の利便性等を考慮し、利用者の視点に立った教育効果の高い学校教育向けプログラムが行われているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	○教員の学習・研究に対する支援などの取組が行われているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5 市民協働の推進について	○施設の運営や講座の開催・イベントの実施等、幅広く市民協働の取組が行われているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	○博物館ボランティアの積極的な活用策等が検討行われているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
指定管理者記入欄	【アピールポイント】 【改善すべき点・課題等】										
第三者評価機関記入欄	【特記事項等】										

Ⅲ 施設運営に関する取組について

区 分	審査の視点	指定管理者評価			第三者機関評価						
		課題あり	基準	高い水準	課題あり	基準	高い水準				
1 休館日の設定について	○現状分析に基づき適切な休館日の設定、観光シーズンや周辺イベントとの連動等を考慮した臨時開館などが行われているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2 開館時間について	○現状分析に基づく適切な開館時間が設定されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	○市民ニーズや利便性等を踏まえた、開館時間の延長等が行われているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3 利用料金等について	○適切な利用料金の考え方にに基づき、適正な料金が設定されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4 施設等の貸出について	○ホールや講堂等の稼働率向上等の具体的対策、実践・評価の仕組みが設定されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5 経費の節減、適正執行について	○共通経費の一元化等、5館一括運営のメリットを活かした組織全体で取り組む経費の節減が行われているか。また、今後の節減策が検討されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
6 資産の有効活用について	○大塚・歳勝土遺跡、三殿台遺跡、旧横浜英国総領事館、旧横浜市外電話局、玉楠の木など貴重な資産の有効活用が行われているか。また、今後の活用策が検討されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	○ミュージアムショップや☐喫茶室などの施設が有効活用されているか。また、今後の有効活用等が検討されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
指定管理者記入欄	【アピールポイント】 【改善すべき点・課題等】										
第三者評価機関記入欄	【特記事項等】										

IV 事業に関する取組について

区 分	審査の視点	指定管理者評価			第三者機関評価						
		課題あり	基準	高い水準	課題あり	基準	高い水準				
1 常設展示の運営について	○年齢や興味関心等、幅広く市民のニーズに応える工夫などが検討され、実施されているか。 ○指定管理者の工夫による常設展の修繕やリニューアルについて検討されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2 企画展の計画・実施について	○5館の連携による、各館の資源や人材を活かした企画展の実施が行われているか。 ○今後、市民の幅広い学習ニーズや興味関心に対応した企画展が期待できるか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3 資料の収集・保存・公開について	○5施設が連携し、各施設の役割に応じた資料の収集・保存の方針、適切な保存方法・手段や害虫対策、適切な公開の方針が示されているか。また、実施されているか。 <u>○オンラインコンテンツ利用者の増加や資料のデジタル化の推進へ向けた取組が行われているか。</u>	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4 資料の閲覧について	○閲覧利用者の利便性の向上に対する取組が実施されているか。また、今後の取組が提起されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5 調査研究業務の実施について	○各館の資源や人材を活かした調査研究業務が5館及び他の研究機関との連携により実施される計画となっているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
6 出版・刊行について	○企画展、特別展の図録等について、効果的な販売計画・配布が行われているか。また、今後の計画が具体的に示されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
7 普及啓発事業について	○所蔵する資料や文化財について、オープンデータ化の推進やICTを活用した紹介等の取組が行われているか。また、今後の計画が示されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
8 広報宣伝活動について	○関係局区や市民団体等との協働による全市的なプロデュースの推進や民間企業などの広報宣伝ノウハウの活用が示されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
9 賑わいの創出について	○観光施設としての側面を活かし、市民の来館につながる創意工夫ある事業が行われているか。また、今後の取組が示されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
指定管理者記入欄	【アピールポイント】 【改善すべき点・課題等】										

<p>第三者評価機関記入欄</p>	<p>【特記事項等】</p>
-------------------	----------------

V 施設管理に関する取組について

区 分	審査の視点	指定管理者評価			第三者機関評価						
		課題あり	基準	高い水準	課題あり	基準	高い水準				
1 保守管理について	○施設の保守管理、展示物、収蔵品の保守点検業務、害虫駆除などが適切に実施されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2 環境維持管理について	○施設清掃の適切な管理業務が計画され、環境に対する負担軽減の取組が推進されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3 施設の修繕・改修計画について	○施設の長寿命化の観点から、日常の保守や修繕が適切に実施されているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4 事故防止体制、緊急時、災害時の対応について	○事件、事故の防止体制、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり適切か。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
<p>指定管理者記入欄</p>	<p>【アピールポイント】</p> <p>【改善すべき点・課題等】</p>										
<p>第三者評価機関記入欄</p>	<p>【特記事項等】</p>										

VI 運営組織について

区 分	審査の視点	指定管理者評価			第三者機関評価						
		課題あり	基準	高い水準	課題あり	基準	高い水準				
1 組織構成と組織運営の方針について	○専門や施設の枠を越えた協力体制の実現等組織のあり方について適切な方針が示されているか。また、取組が行われているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2 運営組織図及び配置人員について	○採用・育成・退職等を考慮し現実性があり効率的な組織図が描けているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3 必要な人材の職能について	○外部人材の活用や他組織との連携による人材確保や業務のアウトソーシングも検討し計画しているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4 施設運営の実員配置について	○責任体制が確保され、業務支障のない配置ローテーションが組まれているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
指定管理者記入欄	<p>【アピールポイント】</p> <p>【改善すべき点・課題等】</p>										
第三者評価機関記入欄	<p>【特記事項等】</p>										

VII 収支予算の方針と計画について

区 分	審査の視点	指定管理者評価			第三機関評価						
		課題あり	基準	高い水準	課題あり	基準	高い水準				
1 収支予算計画書について	○提案内容を予算面で裏付ける明確な方針と的確な計画となっているか。	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
指定管理者記入欄	<p>【アピールポイント】</p> <p>【改善すべき点・課題等】</p>										
第三者評価機関記入欄	<p>【特記事項等】</p>										

総合講評

記入日 年 月 日

横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会
 第3期第2回中間評価（令和4年度）
 全体スケジュール（予定）

資料3

選定評価委員会

指定管理者

令和4年度	4月	上旬		
		中旬		
		下旬		
	5月	上旬		
		中旬		
		下旬		
	6月	上旬		
		中旬		
		下旬		
	7月	上旬		
		中旬		
		下旬		
	8月	上旬	第1回選定評価委員会(8/3)	歴史博物館、三殿台考古館視察
		中旬	評価シート確定 ↓	評価シート指定管理者自己評価 ↓
		下旬		
	9月	上旬		
		中旬		
		下旬		
	10月	上旬		
		中旬		
		下旬	第2回選定評価委員会	・指定管理者による事業説明 ・開港資料館、都市発展記念館、 ユーラシア文化館視察
	11月	上旬		
		中旬		
		下旬		
12月	上旬			
	中旬			
	下旬			
1月	上旬			
	中旬	第3回選定評価委員会 【評価確定】		
	下旬			
2月	上旬			
	中旬			
	下旬			
3月	上旬			
	中旬			
	下旬			

